

第67号議案

工事請負契約の締結について

豊岡市防災行政無線デジタル化整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 豊岡市防災行政無線デジタル化整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 1,194,480,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号
日本電通 株式会社
代表取締役社長 上 敏郎 |

(備考) 工期限 2021年2月28日

参考資料

豊岡市防災行政無線デジタル化整備工事

1 施工場所 豊岡市内全域

2 工事概要

- (1) 親局 6箇所（本庁及び城崎、竹野、日高、出石、但東各振興局）
中継局 6箇所（来日岳、大師山、来日第二、城山、森井山、郷路岳）
簡易中継局 9箇所（竹野、田久日、濱須井、桑野本、奥山、但東、矢根、
中山、大河内）
- (2) 屋外拡声子局 74箇所
- (3) 戸別受信機 34,000台
- (4) 既設アナログ防災行政無線設備の撤去

第68号議案

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生年月日	交通事故 平成29年8月24日(木) 正午頃
事故発生場所	兵庫県神戸市中央区中山手通3丁目100番地先
相手方の 住所氏名	[REDACTED]
損害賠償額	金1,553,123円也
事故の概要	健康福祉部職員の運転する公用車が、信号のない交差点を右折する際、前方不注意により、横断歩道を通行中の相手方と接触したため、相手方が転倒し、両手、下唇等を負傷したもの。 (過失割合 豊岡市 10割)

第69号議案

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

事故区分及び 事故発生日	物損事故 平成30年7月16日（月）午前6時10分頃
事故発生場所	広島県広島市安芸区上瀬野町 上大山橋南50m空地
相手方の 住所氏名	████████████████████ ██████
損害賠償額	金797,986円也
事故の概要	平成30年7月豪雨に係る緊急消防援助隊兵庫県隊として広島市に派遣中の救助工作車が、災害現場付近に駐車する際に、方向転換のため後退したところ、駐車中の一般車両のフロント部分に接触し、破損させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

第70号議案

平成29年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

平成29年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年8月31日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

平成29年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金898,900,877円のうち、700,000円を豊岡市奨学基金積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

第 71 号議案

平成 29 年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

平成 29 年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 31 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

平成 29 年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金 1,109,282,455 円のうち、537,144,269 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。